

「ノバルロン」、「ピラクロストロビン」、「ボスカリド」及び「メタアルデヒド」の食品安全基本法第24条第1項に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

「ノバルロン」については平成20年10月24日付けで農薬取締法に基づく適用拡大の申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。また、平成20年12月2日付け「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づき、残留基準の設定が要請されたところである。

「ピラクロストロビン」及び「ボスカリド」については平成20年10月24日付で農薬取締法に基づく適用拡大の申請があった旨、農林水産省より連絡があったところである。

また、「メタアルデヒド」については平成20年7月15日付けで農薬取締法に基づく適用拡大の申請があった旨、及び魚介類に関する基準値設定の要請があつた旨、農林水産省より連絡があつたところである。

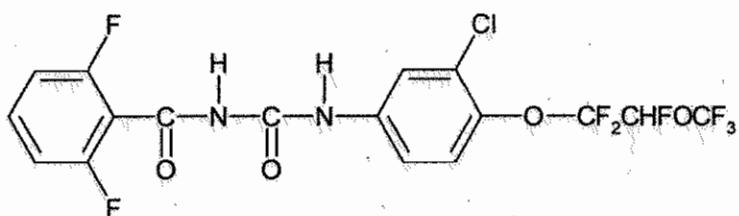
これらの剤について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

(1) ノバルロン

本薬は殺虫剤である。平成20年12月現在、キャベツ、トマト、いちご等に登録がある。今回新たにふきへの適用が申請されている。また、どうがらしに残留基準の設定が要請されている。

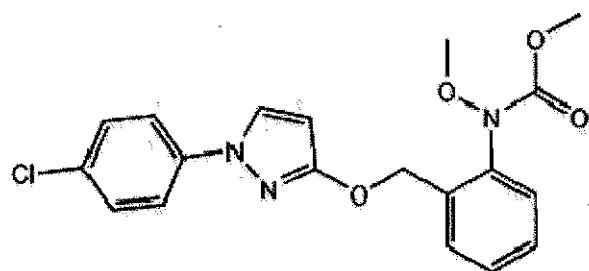
F A O / W H O 合同残留農薬専門家会議 (J M P R) における毒性評価では、許容一日摂取量 (A D I) として 0.01 mg/kg 体重/日と設定されている。ばれいしょ、綿実等に国際基準が設定されている。



(2) ピラクロストロビン

本薬は殺菌剤である。平成20年12月現在、りんご、きゅうり、かぼちゃ等に登録がある。今回新たに、かき、うめ、すももへの適用が申請されている。

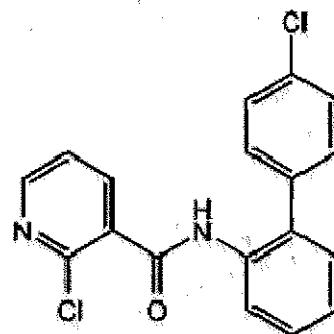
J M P R における毒性評価では、A D I として 0.03 mg/kg 体重/日と設定されている。りんご、にんじん等に国際基準が設定されている。



(3) ボスカリド

本薬は、殺菌剤である。平成20年12月現在、ぶどう、りんご、なす等に登録がある。今回新たに、しとう、かき、うめ、すもも等への適用が申請されている。

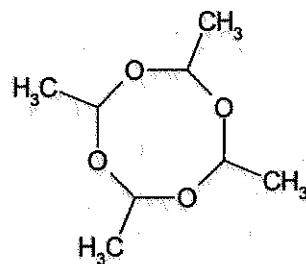
JMPRにおける毒性評価では、ADIとして0.04 mg/kg 体重/日と設定されている。りんご、バナナ等に国際基準が設定されている。



(4) メタルデヒド

本薬は殺虫剤である。平成20年12月現在、稲に登録がある。今回新たに、みかん及びレタスへの適用申請並びに魚介類への残留基準の設定要請がなされている。

JMPRにおける毒性評価は、なされておらず、国際基準も設定されていない。



3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討する。